

議案第 37 号

取手市建築基準条例の一部を改正する条例について

取手市建築基準条例（平成 12 年条例第 31 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年 6 月 3 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

建築基準法の改正を踏まえ、木造建築物の防火性能等に係る制限の合理化を図るとともに、一定の要件を満たした興行場等及び特別興行場等について、建築基準条例の適用を除外する建築物として追加するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市建築基準条例の一部を改正する条例

(取手市建築基準条例の一部改正)

第1条 取手市建築基準条例(平成12年条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章から第3章まで (略)</p> <p>第4章 特殊建築物</p> <p>第1節及び第2節 (略)</p> <p>第3節 共同住宅及び寄宿舍(第14条 —第21条)</p> <p>第4節 <u>ホテル及び旅館(第22条)</u></p> <p>第5節から第9節まで (略)</p> <p>第5章から付則まで (略)</p> <p>第21条 削除</p> <p>第4節 <u>ホテル及び旅館</u></p> <p>第22条 (略)</p> <p>(自動車車庫等の用途に供する部分とその他の部分との区画)</p>	<p>目次</p> <p>第1章から第3章まで (略)</p> <p>第4章 特殊建築物</p> <p>第1節及び第2節 (略)</p> <p>第3節 共同住宅及び寄宿舍(第14条 —第20条)</p> <p>第4節 <u>ホテル、旅館、老人ホーム、児童福祉施設等(第21条・第22条)</u></p> <p>第5節から第9節まで (略)</p> <p>第5章から付則まで (略)</p> <p><u>第4節 ホテル、旅館、老人ホーム、児童福祉施設等</u> (木造建築物の外壁等)</p> <p>第21条 <u>法第22条第1項の市街地の区域内にある木造の建築物(耐火建築物、準耐火建築物及び法第27条第1項の規定に適合する建築物を除く。)</u>のうち、<u>ホテル、旅館、簡易宿所、下宿、老人ホーム、診療所(患者を入院させるための施設のあるものに限る。)</u>、<u>児童福祉施設等の用途に供する建築物で、2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを越えるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれがある部分を防火構造にしなければならない。</u></p> <p>第22条 (略)</p> <p>(自動車車庫等の用途に供する部分とその他の部分との区画)</p>

第30条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物においては、それらの用途に供する部分とその他の部分との区画は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 床及び壁は準耐火構造とし、その開口部には、法第2条第9号の2口に規定する防火設備で令第112条第13項第1号又は第2号に規定する構造であるものを設けること。

(2) (略)

(客席部と舞台部との区画)

第48条 舞台の床面積の合計が100平方メートルを超える興行場等は、客席部と舞台部(花道その他これに類するものを除く。以下同じ。)との境界に区画(上階の床又は屋根裏まで達する耐火構造の壁で区画するとともに、その開口部に法第2条第9号の2口に規定する防火設備で令第112条第13項第2号に規定する構造であるもの又はこれらと同等以上の防火性能を有すると認められる設備を設けたものに限る。次項において同じ。)を設けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1)及び(2) (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、舞台の床面積の合計が300平方メートルを超える興行場等については、区画の開口部に特定防火設備で令第112条第13項第2号に規定する構造であるもの又はこれと同等以上の性能を有すると認められる設備を設けなければならない。

(舞台部の各室の区画避難)

第49条 舞台部においては、舞台とこれに接する各室とを、準耐火構造の壁又は法第2条第9号の2口に規定する防火設備で令第112条第13項第1号若しくは第2号に規定する構造であるもので区画しなけれ

第30条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物においては、それらの用途に供する部分とその他の部分との区画は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 床及び壁は準耐火構造とし、その開口部には、法第2条第9号の2口に規定する防火設備で令第112条第14項第1号又は第2号に規定する構造であるものを設けること。

(2) (略)

(客席部と舞台部との区画)

第48条 舞台の床面積の合計が100平方メートルを超える興行場等は、客席部と舞台部(花道その他これに類するものを除く。以下同じ。)との境界に区画(上階の床又は屋根裏まで達する耐火構造の壁で区画するとともに、その開口部に法第2条第9号の2口に規定する防火設備で令第112条第14項第2号に規定する構造であるもの又はこれらと同等以上の防火性能を有すると認められる設備を設けたものに限る。次項において同じ。)を設けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1)及び(2) (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、舞台の床面積の合計が300平方メートルを超える興行場等については、区画の開口部に特定防火設備で令第112条第14項第2号に規定する構造であるもの又はこれと同等以上の性能を有すると認められる設備を設けなければならない。

(舞台部の各室の区画避難)

第49条 舞台部においては、舞台とこれに接する各室とを、準耐火構造の壁又は法第2条第9号の2口に規定する防火設備で令第112条第14項第1号若しくは第2号に規定する構造であるもので区画しなけれ

ばならない。

2 及び 3 (略)

(映写室)

第 50 条 映写室は、耐火構造の床若しくは壁(木造の興行場等にあつては、準耐火構造の床若しくは壁)又は法第 2 条第 9 号の 2 口に規定する防火設備で令第 112 条第 13 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する構造であるもので区画しなければならない。ただし、同条第 9 項本文の規定の適用がない映写室の映写のために必要な開口部で、その面積が 1 平方メートル以内であり、かつ、不燃材料で造られたものについては、この限りでない。

(主階が避難階以外にある興行場等)

第 51 条 主階が避難階以外にある興行場等の用途に供する部分を持つ建築物は、次の各号によらなければならない。

(1) 耐火建築物又は法第 27 条第 1 項の規定に適合する建築物とし、かつ、他の用途に供する部分とを耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で令第 112 条第 13 項第 2 号に規定する構造であるもので区画すること。

(2) 及び (3) (略)

2 (略)

(耐火構造等の床等を貫通する建築設備)

第 53 条の 2 この章の規定により耐火構造又は準耐火構造としなければならない床又は壁(外壁を除く。以下同じ。)を給水管、配電管その他の管又は換気、暖房若しくは冷房の設備の風道が貫通する場合には、当該床又は壁を令第 112 条第 14 項に規定する準耐火構造の防火区画とみなして、同項及び同条第 15 項の規定を適用する。

(仮設建築物に対する制限の緩和)

第 58 条 法第 85 条第 5 項及び第 6 項に規定する仮設興行場等について市長が安全

ばならない。

2 及び 3 (略)

(映写室)

第 50 条 映写室は、耐火構造の床若しくは壁(木造の興業場等にあつては、準耐火構造の床若しくは壁)又は法第 2 条第 9 号の 2 口に規定する防火設備で令第 112 条第 14 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する構造であるもので区画しなければならない。ただし、令第 112 条第 9 項本文の適用がない映写室の映写のために必要な開口部で、その面積が 1 平方メートル以内であり、かつ、不燃材料で造られたものについては、この限りでない。

(主階が避難階以外にある興行場等)

第 51 条 主階が避難階以外にある興行場等の用途に供する部分を持つ建築物は、次の各号によらなければならない。

(1) 耐火建築物又は法第 27 条第 1 項の規定に適合する建築物とし、かつ、他の用途に供する部分とを耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で令第 112 条第 14 項第 2 号に規定する構造であるもので区画すること。

(2) 及び (3) (略)

2 (略)

(耐火構造等の床等を貫通する建築設備)

第 53 条の 2 この章の規定により耐火構造又は準耐火構造としなければならない床又は壁(外壁を除く。以下同じ。)を給水管、配電管その他の管又は換気、暖房若しくは冷房の設備の風道が貫通する場合には、当該床又は壁を令第 112 条第 15 項に規定する準耐火構造の防火区画とみなして、同項及び同条第 16 項の規定を適用する。

(仮設建築物に対する制限の緩和)

第 58 条 法第 85 条第 5 項に規定する仮設建築物について市長が安全上支障がない

上支障がないと認めて許可する場合においては、この条例の規定は適用しない。

と認めて許可する場合においては、この条例の規定は適用しない。

第2条 取手市建築基準条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第13条 削除</p> <p>第20条 天井(回り縁その他これに類するものを除き、天井のない場合にあつては、<u>屋根とする。</u>)及び階段裏を不燃材料で仕上げ、かつ、内部の壁を準不燃材料で仕上げた場合にあつては、前条第1項中「8戸」とあるのは「12戸」と、「250平方メートル」とあるのは「300平方メートル」と読み替えて同項の規定を適用する。</p> <p>(主階が避難階以外にある興行場等)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 前項第1号の規定を適用する場合には、<u>法第86条の4第1号イ</u>に該当する建築物は、<u>耐火建築物</u>とみなす。</p>	<p>(内装制限)</p> <p>第13条 <u>特別支援学校、各種学校又は専修学校の用途に供する建築物においては、これらの用途に供する居室の壁(床面からの高さが1.2メートル以下の部分を除く。)</u>及び天井(天井のない場合においては屋根。以下この条、第19条第3項及び第20条において同じ。)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において同じ。)の仕上げを難燃材料でし、かつ、その居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしなければならない。ただし、階数が2以下のもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものについては、この限りでない。</p> <p>第20条 天井(回り縁その他これに類するものを除く。)及び階段裏を不燃材料で仕上げ、かつ、内部の壁を準不燃材料で仕上げた場合にあつては、前条第1項中「8戸」とあるのは「12戸」と、「250平方メートル」とあるのは「300平方メートル」と読み替えて同項の規定を適用する。</p> <p>(主階が避難階以外にある興行場等)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>2 前項第1号の規定を適用する場合には、<u>法第86条の4第1項第1号イ</u>に該当する建築物は<u>耐火建築物</u>とみなす。</p>

(避難上の安全の検証を行う建築物の階及び建築物についての適用除外)

第 53 条の 3 令第 129 条第 2 項に規定する階避難安全性能を有する建築物の階については、第 12 条(非常用の照明装置に係る部分を除く。)、第 22 条、第 41 条第 1 項第 3 号及び第 4 号(興行場等の用途に供する部分のみからなる建築物の屋外への出入口に係る部分を除く。)、第 43 条第 1 項及び第 2 項第 1 号から第 3 号まで並びに第 48 条の規定は、適用しない。

2 令第 129 条の 2 第 3 項に規定する全館避難安全性能を有する建築物については、第 12 条(非常用の照明装置に係る部分を除く。)、第 22 条、第 25 条第 3 号、第 41 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項、第 43 条第 1 項及び第 2 項第 1 号から第 3 号まで、第 48 条並びに第 51 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定は、適用しない。

(仮設建築物等に対する制限の緩和)

第 58 条 法第 85 条第 5 項及び第 6 項に規定する仮設興行場等、法第 87 条の 3 第 5 項に規定する興行場等並びに同条第 6 項に規定する特別興行場等について市長が安全上支障がないと認めて許可する場合においては、この条例の規定は適用しない。

(避難上の安全の検証を行う建築物の階及び建築物についての適用除外)

第 53 条の 3 令第 129 条第 2 項に規定する階避難安全性能を有する建築物の階については、第 12 条(非常用の照明装置に係る部分を除く。)、第 13 条(階段に係る部分を除く。)、第 22 条、第 41 条第 1 項第 3 号及び第 4 号(興行場等の用途に供する部分のみからなる建築物の屋外への出入口に係る部分を除く。)、第 43 条第 1 項及び第 2 項第 1 号から第 3 号まで並びに第 48 条の規定は、適用しない。

2 令第 129 条の 2 第 3 項に規定する全館避難安全性能を有する建築物については、第 12 条(非常用の照明装置に係る部分を除く。)、第 13 条(階段に係る部分を除く。)、第 22 条、第 25 条第 3 号、第 41 条第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに第 2 項、第 43 条第 1 項及び第 2 項第 1 号から第 3 号まで、第 48 条並びに第 51 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定は、適用しない。

(仮設建築物に対する制限の緩和)

第 58 条 法第 85 条第 5 項及び第 6 項に規定する仮設興行場等について市長が安全上支障がないと認めて許可する場合においては、この条例の規定は適用しない。

付 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は建築基準法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 67 号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。